

静 県 薬 第 497 号
令和 6 年 10 月 2 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

**医療情報取得加算及び医療 DX 推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その 2）**

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 6 年 9 月 30 日付け日薬業発第 237 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、近日中に当会ホームページの会員専用サイトに掲載予定のほか、以下 URL からも閲覧が可能ですので申し添えます。

○ 「令和 6 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ>政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療保険
> 令和 6 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 237 号
令 和 6 年 9 月 30 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありました
のでお知らせいたします。

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いにつきましては、
令和6年9月4日付け日薬業発第205号にてお知らせしたところですが、今般、
別添のとおり疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しく
お願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、厚生労働省ホームページにも掲載予定で
あることを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ 「令和6年度診療報酬改定について」
厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

事務連絡
令和6年9月27日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和6年9月27日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

　　国民健康保険主管課（部）　　御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

　　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第262号）等については、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」（令和6年8月20日保医発0820第1号）等により、令和6年10月1日（医療情報取得加算に係る改正規定については令和6年12月1日）より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

調剤報酬点数表関係
(医療DX推進体制整備加算)

【医療DX推進体制整備加算】

問1 「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年9月3日事務連絡)別添3の問1において、「すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

(答) 辞退の届出は不要。